

小諸市告示第38号

小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、危険なブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小諸市補助金等交付規則(昭和36年小諸市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険なブロック塀等 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第61条又は第62条の8に定める技術的基準に適合しないコンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他これらに類する塀で、かつ、道路に面しているものをいう。
- (2) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路及び小諸市が管理する道路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に住宅又は事業所(以下「住宅等」という。)を所有し、又は使用する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路に面した危険なブロック塀等の全部又は一部(基礎を除く全てに限る。)を除却する者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 過去に同一敷地内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者

(対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

対象経費	補助金額
危険なブロック塀等の除却に係る工事費の額	対象経費の2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付申請書(様式第1号)とし、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 工事施工箇所及び内容がわかる図面
- (3) 工事の見積書の写し
- (4) 施工前の状態を撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知兼指令書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、事業の変更、中止又は廃止しようとするときは、小諸市ブロック塀等除却事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小諸市ブロック塀等除却事業補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、小諸市ブロック塀等除却事業実績報告書(様式第5号)とし、補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工中及び完了後の状態を撮影した写真

- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 除却したブロックの処分状況がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金等の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金等交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)をもってその旨を当該補助事業者等に通知する。

(補助金の請求)

第10条 規則第15条に規定する請求書は、小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第7号)とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）小諸市長

申請者 住所
氏名
（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

年度においてブロック塀等除却事業を実施したいので補助金を下記のとおり交付していただきたく関係書類を添えて申請します。

なお、交付要件審査のため、市が有する市税の賦課支払状況について、市が公簿等により確認することに同意します。

記

補助金申請額 金 円

（添付書類）

- 1 案内図
- 2 工事施工箇所及び内容がわかる図面
- 3 工事の見積書の写し
- 4 施工前の状態を撮影した写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書兼指令書

小諸市指令 第 号

申請者

住 所

氏 名

様

年 月 日付で申請のあった小諸市ブロック塀等除却事業に要する経費の補助について、下記のとおり交付決定しましたので、小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

小諸市長

記

補助金交付決定額

円

ただし次の条件を守らなければならない。

1 補助事業及び内容

補助金の交付対象となる事業の内容は申請書記載のとおりとする。

2 補助事業の実施にあたっては、小諸市補助金等交付規則及び小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱に従うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

3 次の事項のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消す場合がある。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の他に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

4 この事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業等が完了した年度の次の年から 5 年保存しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

小諸市ブロック塀等除却事業補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）小諸市長

申請者 住所
氏名
（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付小諸市指令第 号で補助金交付決定を受けたブロック塀
等除去事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので承認してください。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

様式第4号(第7条関係)

小諸市ブロック塀等除却事業補助金変更交付・中止・廃止承認通知書

小諸市指令第 号

様

年 月 日付で申請のあったブロック塀等除却事業補助金の変更・中止・
廃止については、下記のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

小諸市長

記

様式第5号（第8条関係）

小諸市ブロック塀等除却事業実績報告書

年 月 日

（宛先）小諸市長

申請者 住所
氏名
（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付 小諸市指令第 号で決定のあつたブロック塀等除却事業が
完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

補助金申請額 金 円

（添付書類）

- 1 施工中及び完了後の状態を撮影した写真
- 2 補助事業に係る領収書の写し
- 3 除却したブロックの処分状況がわかる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

様

小諸市長

年 月 日付にて提出のありました小諸市ブロック塀等除却事業補助金の交付に伴う補助事業実績報告書を審査した結果、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

小諸市ブロック塀等除却事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）小諸市長

申請者 住所
氏名
（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付 第 号で確定のあつた小諸市ブロック塀等除却事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

確定額	円				
請求額	円				
送金先	金融機関名		銀行 金庫 組合 農協		支店・支所
	口座の種類	普通 ・ 当座			
	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義				